様式第３号

沖縄県土木建築部公告下事第１号

簡易公募型総合評価落札方式（簡易型）に係る手続開始の公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第１項の規定により、次のとおり入札の手続きを開始します。

令和2年 2月20日

下水道事務所長　金城　光祐

１　業務概要

(1) 業 務 名　流域下水道現場技術業務委託(R2土木その1)

(2) 履行場所　流域下水道管内

(3) 業務内容　ア　現場技術業務　11.5ヵ月

イ　対象工事

那覇浄化センター水処理施設築造工事(1 工区)

那覇浄化センター水処理施設築造工事(2 工区)

宜野湾浄化センター第 3 系 2 号汚泥消化タンク基礎工事

宜野湾浄化センター導水管布設工事

(4) 履行期間　令和2年 4月14日から令和3年 3月31日まで

(5) 本業務は、受注者を特定する場合において、一定の条件を満たす者を公募により選定し、当該業務に係る実施体制、実施方針に関する提案書（以下「技術提案書」という。）の提出求め、技術提案書の内容と入札価格が業務の履行に最も適した者を受注者とする総合評価落札方式の試行業務である。

(6) 本手続は、県議会における繰越承認を前提とした事前準備手続きであり、議会承認後に効力が生じる事業である。従って、県議会において、予算の繰越承認が否決された場合は、入札を延期又は中止することがある。また、予算の繰越承認後においても、国庫支出金に係る繰越（翌債）手続きの関係上、入札を延期する場合がある。

２　入札参加資格

入札に参加しようとする者は、次に掲げる資格等を満たしていること。

(1) 参加者に共通して求める要件

ア　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当していないこと。

イ　沖縄県の平成31・32年度測量及び建設コンサルタント等業務入札参加登録に係る参加表明書を提出し、業種区分：土木関係コンサルタント（沖縄県）の『下水道』の登録がある者。

ウ　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあっては更生計画の認可がされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあっては再生計画の認可がなされていない者ではないこと（上記イの再認定を受けた者を除く。）。

エ　参加表明書等の提出期限の最終日から落札決定日までの期間において、沖縄県の工事等契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止がなされていないこと。

オ　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合は除く）

カ　警察当局から、暴力団員が実質的に支配する業者又はこれに準じるものとして、沖縄県土木建築部発注業務委託等からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。

キ　沖縄県流域下水道管内(那覇市、豊見城市、南風原町、浦添市、宜野湾市、沖縄市、北谷町、うるま市、南城市、与那原町、西原町、中城村、嘉手納町、読谷村、北中城村)に主たる営業所があること。

ク　実施方針が適正であること。

ケ　以下の業務を落札した者は、本業務の落札者となることはできない。

・流域下水道現場技術業務委託(R2 土木その 2)

(2) 実績及び管理技術者等の要件

ア　企業に関する要件

(ｱ) ２(2)イからエに挙げる基準を満たす管理技術者及び担当技術者を当該委託業務に配置できること。

(ｲ) 同種又は類似業務の実績

下記に示される同種業務又は類似業務について、平成21年4月1日から公告日までに完了した業務（再委託による業務の実績は含まない。）において、企業単体もしくは共同企業体の代表構成員として、実施した業務1件以上の実績を有さなければならない。

a　同種業務：下水道施設工事における、コンクリート工事に関する現場技術業務

b　類似業務：下水道施設工事に関する現場技術業務

（同種業務、類似業務とも国・都道府県・政令指定都市、各整備機構、高速道路株式会社の公共事業を実施する機関の実績で、契約金額が500万円以上の業務とする。以下同じ。）

なお、実績として挙げた個々の業務成績が60点未満の場合は実績としない。ただし、「沖縄県土木建築部建設コンサルタント業務成績評定要領(平成22年4月以降)」、「沖縄県土木建築部委託業務等成績評定要領(平成22年4月以前)」及び、国土交通省または沖縄総合事務局開発建築部の業務成績以外の業務は、この限りでない。

イ 配置予定技術者の資格に関する要件

配置技術者の資格要件について、管理技術者については(ｱ)、担当技術者については(ｲ)に定める要件を満たす者とする。また、管理技術者又は担当技術者のどちらかは、下水道法第 22 条第 1 項及び同法施行令第 15 条に規定された資格要件を満たす者とする。

(ｱ) 管理技術者

以下のいずれかの資格保有者であること。

a　技術士（総合技術監理部門：建設部門関連科目）

b　技術士（建設部門、上下水道部門(下水道)に限る）

c　RCCMM又はRCCMと同等の能力を有する者（技術士と同様の建設部門、下水道部門に限る）

※RCCMと同等の能力を有する者として、RCCM試験に合格しているが転職等により登録ができない立場にいる者を含む。

(ｲ) 担当技術者

以下のいずれかの資格保有者であること。

a　技術士（総合技術監理部門：建設部門関連科目）

b　技術士（建設部門、上下水道部門(下水道)に限る）

c　RCCMM又はRCCMと同等の能力を有する者（技術士と同様の建設部門、下水道部門に限る）

※RCCMと同等の能力を有する者として、RCCM試験に合格しているが転職等により登録ができない立場にいる者を含む。

d　一級土木施工管理技士

ウ　配置予定技術者の業務実績に関する要件

(ｱ) 管理技術者

管理技術者は、平成21年4月1日から公告日までに完了した業務において、(2)ア(ｲ)の業務実績に同じ実績を 1 件以上有すること。

(ｲ) 担当技術者

(ｱ) の管理技術者の業務実績に関する要件と同じ。

エ　配置予定管理技術者の手持ち業務量に関する要件

管理技術者は、全ての手持ち業務の契約金額が 4 億円未満かつ手持ち業務の件数が 10 件未満である者とする。ただし、契約金額が 1，000 万円を超える業務で、管理技術者が低入札調査基準価格以下で契約した業務を担当している場合は、手持ち業務の契約金額が 2 億円未満かつ手持ち業務の件数が 5 件未満。

※手持ち業務量とは、告示日時点（特定後未契約のものも含む）において管理技術者及び担当技術者となっている 500 万円以上の他の業務をいう。

また、本業務の履行期間中に予定管理技術者の手持ち業務量が契約金額で 4 億円、件数で 10 件(手持ち業務に、低入札調査基準価格を下回る金額で落札したものがある場合には、契約金額で 2 億円、件

数で 5 件)を超えないこととし、超えた場合には、遅滞なくその旨を報告しなければならない。その上で、業務の履行継続することが著しく不適当と認められる場合には、当該管理技術者を、以下の①から④までのすべての要件を満たす技術者に交代させる等の措置請求を行う場合があるほか、業務の履行を継続する場合であっても、本業務の業務成績評定に厳格に反映させるものとする。

①当該管理技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者

②当該管理技術者と同等の技術者資格を有す者

③当該管理技術者と同等以上の業務成績評定点を有する者

④手持ち業務量が当該業務の業務説明書又は特記仕様書(案)において設定している予定管理技術者の手持ち業務量の制限を超えない者。

オ　管理技術者の雇用に関する要件

管理技術者は本業務の受注者と直接雇用関係があること。

3　入札参加者を指名するための基準等

測量及び建設工事コンサルタント業者等の指名に関する要領に定める指名基準による。なお、同基準中の「(1)当該業務に対する技術的適正、(2)会社の経営状況及び使用人数並びに技術者の状況、並びに(4)過去における成果の状況」については、同種又は類似業務の実績並びに配置予定技術者の資格、業務の経験及び手持ち業務等を勘案するものとする。

4　総合評価に関する事項

(1) 総合評価の方法

算出方法は、以下のとおりとする。

ア　評価値の算出方法

評価値＝価格評価点＋技術評価点

イ　価格評価点の算出方法

価格評価点＝(価格評価点の配分点)×(１－入札価格／予定価格)

なお、価格評価点の配分点は60点とする。

ウ　技術評価点の算出方法

技術提案書の内容に応じ、下記(ｱ)、(ｲ)の評価項目毎に評価を行い、技術評価点を与える。

(ｱ) 予定技術者の経験及び能力

(ｲ) 実施方針等

技術評価点＝６０点×(技術評価の得点合計／技術評価の配点合計)

エ　総合評価は、価格評価点と技術評価点の合計値（評価値）をもって行う。

(2) 落札者の決定方法

落札者の決定は、(1)によって算出された評価値の最も高い者を落札候補者とする。

なお、評価値の最も高い者が２人以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札候補者を選定する。

落札者は、落札候補者を指名審査会の審議にを経て、決定する。その結果は技術提案書を提出した者全員に通知する。

ただし、以下のア及びイ、ウについて留意すること。

ア　入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

イ　落札候補者となるべき者の入札価格によっては、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められたときには、落札候補者とならない場合がある。

ウ　落札候補者となるべき者の入札価格が「建設コンサルタント業務等における総合評価方式低入札価格調査試行要領」第３条に基づく調査基準価格を下回る場合は、同要領第８条に基づく調査を行うものとする。

5　入札手続等

(1)　入札説明書、設計図書の交付期間、交付方法等

ア　交付期間　令和2年 2月20日（木）から

イ　交付方法　沖縄県電子入札ポータルサイト内、入札情報サービスからダウンロードして下さい。

【入札情報システム】https://www.ep-bis.supercals.jp/ebidPPIPublish/EjPPIj

ウ　問い合わせ先　公告文６(8)アの場所

(2) 参加表明書の提出等

入札参加を希望する者は、下記により参加表明書を提出するものとする。

ア　参加表明書の提出期間、提出場所及び方法等

(ｱ) 提出期間　　令和2年 2月20日（木）から令和2年 2月27日（木）まで

(ｲ) 提出方法等　入札説明書による

イ　入札参加資格の審査結果の通知（指名通知）

電子入札システム又は、書面にて令和2年3月2日（月）を予定する。

(3) 技術提案書の提出等

技術提案書の提出方法は、次のとおりとする。

ア　提出資格

３に基づき、契約担当者より指名を受けた者。

イ　技術提案書の提出期間等

(ｱ) 提出期間　　令和2年 3月2日（月）から令和2年 3月16日（月）まで

(ｲ) 提出方法等　入札説明書による

(4) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

入札書は、電子入札システム又は持参により提出すること。なお、郵送又は電報による入札は認めない。

ア　電子入札システムによる場合

入札書提出開始日時：令和2年 4月1日　（水）　9時00分

入札書提出締切日時：令和2年 4月1日　（水）15時00分

イ　持参による場合

持参日時：令和2年 4月2日（木）10時50分

持参場所：宜野湾市伊佐3-12-1　沖縄県土木建築部下水道事務所　2階会議室

※競争参加資格確認結果通知書及び紙入札方式移行申請書の写しを持参すること

ウ　開札日時：令和2年 4月2日（木）11時　電子入札システムにより開札

６　その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

ア　入札保証金

沖縄県財務規則第100条の定めるところにより、入札保証金を納めなければならない。

イ　契約保証金

沖縄県財務規則第101条及び土木設計業務等委託契約書第４条の定めるところにより、契約保証金を納めなければならない。

(2) 入札の無効

本公告に示した参加資格のない者の入札及び、参加表明書、技術提案書申請書並びにその他提出資料に虚偽の記載をした者の入札は無効とするとともに、指名停止を行うことがある。

なお、指名された者であっても、通知後、指名停止措置を受け落札者の決定時において指名停止期間中である者の評価も無効とする。

(3) 参加表明書又は技術提案書の提出期限後において、原則として参加表明書及び技術提案書に記載された内容の変更を認めない。

(4) 配置予定技術者の確認

ア　参加表明書に記載した予定技術者は、原則として変更できない。但し、病休、死亡、退職等のやむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。

イ　落札者の決定後、TECRIS等により配置予定管理技術者の専任制（手持ち業務量）違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

(5) 低入札価格調査制度要領に基づく調査の実施

「技術提案の履行確実性」について調査を実施する。

(6) 低入札調査基準価格を下回った価格をもってする契約について

低入札調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては､次の条件を契約の条件とする。

ア　管理技術者の手持ち業務に低入札業務がある場合手持ち業務量の制限を行う。

通常、４億、10件を2億、5件へ変更する。

(7) 電子入札について

本案件は、入札を電子入札システムで行うものであり、対応についての詳細及び電子入札に関する事項は、入札説明書及び沖縄県電子入札運用基準による。

(8) 以下の業務を落札した者は、本業務の落札者となることはできない。

ア　沖縄県土木建築部公告下事第2号　流域下水道現場技術業務委託(R2土木その2)

(9) 問い合わせ先一覧

ア　入札及び契約関係：〒901－2221　沖縄県宜野湾市伊佐3-12-1　宜野湾浄化センター
沖縄県土木建築部下水道事務所　庶務班（2階）
電話番号　098－898－5988

イ　応募調書資料関係：〒901－2221　沖縄県宜野湾市伊佐3-12-1　宜野湾浄化センター
沖縄県土木建築部下水道事務所　建設班（2階）
電話番号　098－898－5988

ウ　設計図書関係：イと同じ。

エ　書類提出先　　：〒901－2221　沖縄県宜野湾市伊佐3-12-1　宜野湾浄化センター
沖縄県土木建築部下水道事務所　庶務班（2階）
電話番号　098－898－5988

(10) 詳細は入札説明書による。